

物 件 調 査 書

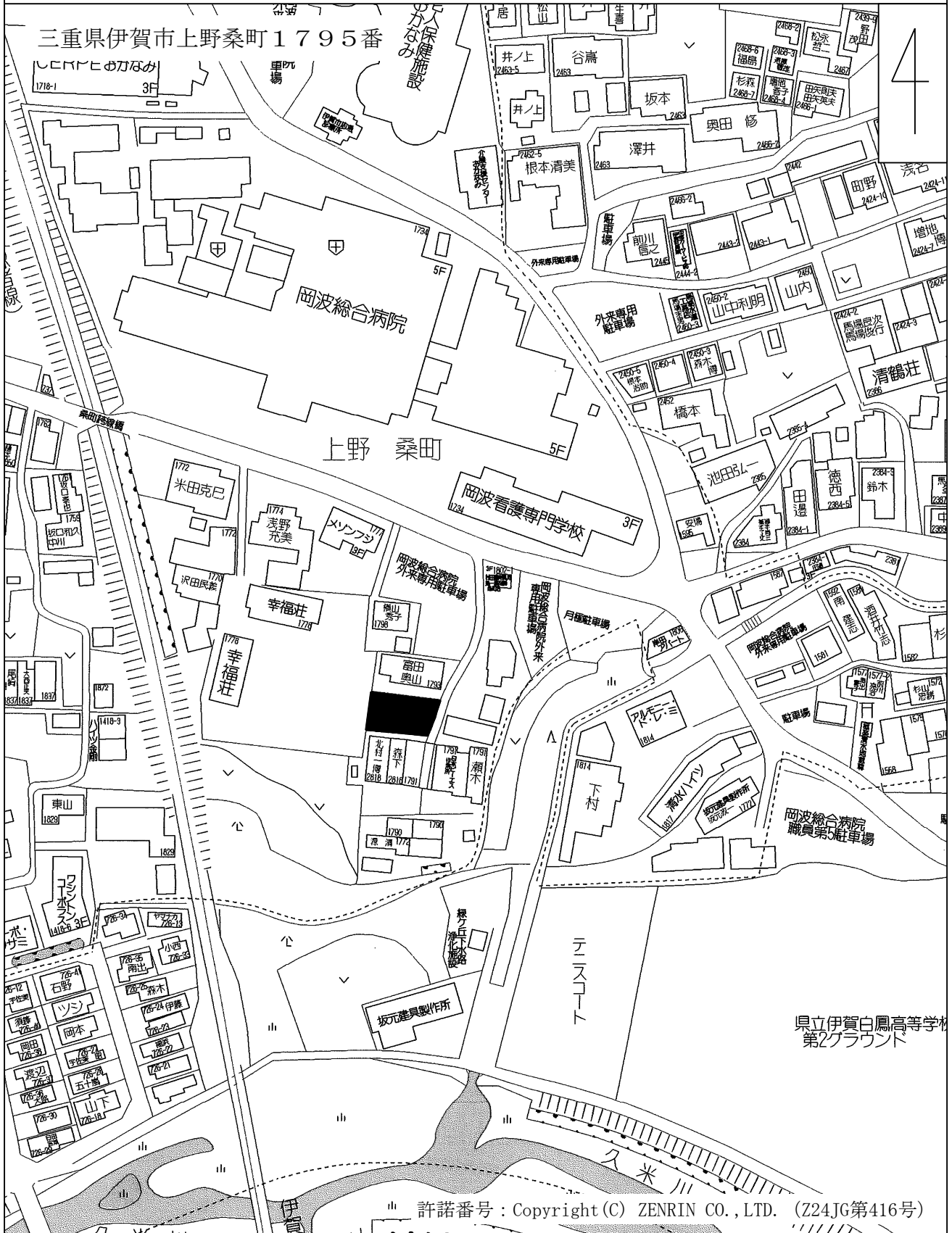
物件番号 2209

所在地		三重県伊賀市上野桑町1795番					
住居表示		同 所					
現況地目 及び面積等		雑種地	257.50㎡			工作物	—
			—————			立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	1795番					
	地目	宅地					
	数量	257.50㎡					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路 の状況		下記参考事項欄のとおり					
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域内（非線引）					
		用途地域	第一種中高層住居専用地域				
		地域・地区					
		建ぺい率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	景観法第16条（伊賀市景観計画区域） 文化財保護法第93条（得斎窯跡） 都市再生特別措置法第108条（伊賀市立地適正化計画） 伊賀市ふるさと風景づくり条例 伊賀市の適正な土地利用に関する条例 *別葉「補足説明事項」参照						
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	無	—		—	
施設の概要	公営水道	接面道路配管	無	下記参考事項参照		未定	
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定	
交通機関	鉄道等	伊賀鉄道伊賀線 桑町駅の 北方 約0.7km 徒歩9分					
公共施設	伊賀市役所		上野東小学校		緑ヶ丘中学校		
参考事項	別紙を参照してください。						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

- 本地は、道路に接していないため、建物建築はできません。
[詳しくは、伊賀市都市計画課（0595-22-9733）にお問い合わせください。]
- 本地は、民法第210条に定める圍繞地通行権を有しており、東側路地状地（1794番、1796番、1802番2）所有者より通行承諾を得ていますが、使用及び掘削する場合には、土地所有者との協議が必要です。
- 本地は、水防法に基づく水害ハザードマップによる浸水想定区域には指定されておりませんが、指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。
[詳しくは、伊賀市防災危機対策局（0595-22-9640）にお問い合わせください。
また、津財務事務所備付の資料を閲覧してください。]
- 電気は、近接する電柱より引き込み可能です。
[詳しくは、中部電力パワーグリッド（株）伊賀営業所（0120-923-247）にお問い合わせください。]
- 公営水道は、東側路地状地（1794番及び1796番）に配管されています。
[詳しくは、伊賀市水道工務課（0595-24-0002）にお問い合わせください。]
- 下水等の処理は、浄化槽の設置が必要です。浄化水の放流先は排水溝となりますが、放流にあたっては、上野桑町自治会の同意を得る必要があります。
[詳しくは、伊賀市下水道課（0595-24-2137）にお問い合わせください。]
- 雨水の排水は、排水溝へ放流することとなりますが、放流にあたっては、上野桑町自治会の同意を得る必要があります。
[詳しくは、伊賀市下水道課（0595-24-2137）にお問い合わせください。]
- 本地周辺は、自主運行バス（にんまる・内回り循環西コース）を利用することができます。
[詳しくは、三重交通（株）伊賀営業所（0595-66-3715）にお問い合わせください。]
- 南側隣地（1791番）の建物の屋根、雨どい及び排気用煙突が本地に越境しています。
- 本地と南側隣地（1791番）にわたって設置されている排水溝は、境界線をもって各々の所有となります。
- 本地の南東側を空中線が通っています。
- 本地と南側隣地（1791番）との境界を示す境界標A（金属鋲）は、排水溝の中に設置されています。（記号については、明細図参照）
- 本地の南方約60mには、下水浄化施設があります。
- 本地の西方約60mには、鉄道（伊賀鉄道伊賀線）が通っています。
- 本地は、平成27年2月に地下埋設物にかかる地中レーダー探査を実施しています。
[詳しくは、津財務事務所備付の資料を閲覧してください。]

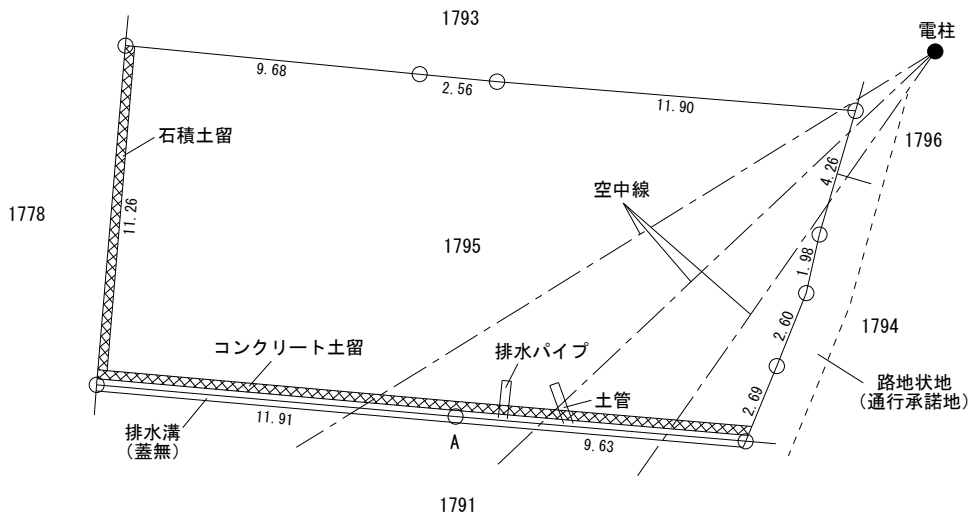
案 内 図



明 細 図

三重県伊賀市上野桑町1795番

4



単位：メートル

※工作物や樹木のうち幹の太いもの等については、極力記載しておりますが、本図が現況と相違している場合、現況が優先します。物件は、現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

